平成２３年（フ）第３６４１号
大阪市港区市岡１丁目３番17号
債務者　濵野　信明
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８２号
大阪府東大阪市今米２丁目９番30号
債務者　打猶麻貴子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７３号
大阪市西区新町４丁目８番22―1405号
債務者　松村　千鶴
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３７号
大阪市東成区東小橋３丁目12番11号
債務者　阪部　純人
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０４号
大阪市北区豊崎２丁目８番11―506号
債務者　柴崎　明男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０５号
大阪市北区豊崎２丁目８番11―506号
債務者　柴崎　町子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７４号
大阪府門真市古川町13番12号　秀和第二ハイツ301号
債務者　本山　純平
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７５号
大阪府高槻市東五百住町２丁目35番４号
債務者　平井　道子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７７号
大阪市城東区森之宮２丁目４番32―617号
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９１号
大阪市西区北堀江３丁目７番45―205号
債務者　井上　綾子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０３号
大阪市鶴見区放出東２丁目４番14号107
債務者　金本こと　金　　修
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５７号
大阪府守口市寺方錦通２丁目２番11―502号
債務者　紙谷　　旭（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２１号
大阪府守口市大久保町１丁目19番12号
債務者　菊地　多美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２５号
大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―703号
債務者　澤口　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４７号
大阪市旭区中宮１丁目３番９―305号、前住所大阪府大東市朋来２丁目６番203号
債務者　中村　祐治
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０７号
大阪市西成区潮路２丁目４番40号
債務者　笹川　康弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３０号
大阪市東淀川区上新庄２丁目11番20号　マンションダフゴ102号
債務者　髙木奈津子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７０号
大阪府箕面市如意谷１丁目７番48号
債務者　齋藤　友子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部